

助 成 金 に つ い て

人を雇ったり、非正規社員を正社員にするなどの取り組みを行った事業主に対し、申請によって助成金が支給されることがあります。今回は**助成金**について基本要件などを簡単に整理します。

① 雇用保険の適用事業所であること

助成金の原資は雇用保険の財源から出ています。その関係から助成金を受給するためには雇用保険を適用している事業所であることが必要です。

② 解雇や退職勧奨など、会社都合での離職者が一定数以上いないこと

助成金の対象となる労働者の入社日前後6ヶ月間において

- ・ 在籍している雇用保険の被保険者を事業主都合による解雇などしていない
- ・ 雇用保険被保険者数の6%を超える人数を退職勧奨などで離職させていない

という条件があります。なお判断は離職票の「離職理由欄」でなされます。

③ 助成金の「本来の目的」をよく考えた上で利用する

助成金は一度受給すれば返済が不要で、使い方によっては大変ありがたいものです。

ただ利用する際は「もらいたいからとりあえず何かする」のではなく「何かをするからついでにもらう」くらいの方がちょうどいいかと個人的には思います。受給することだけを考えて事を進めてしまうと助成金本来の目的を見失いかねませんので、この点注意が必要です。

※詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください →

助成金

検索

☆ 編集後記 ☆

私ナメてました。くらこんの「塩こんぶ」を。スーパーで何気んに買ってご飯にのせて食べたんですが、これが絶妙な塩加減で超おいしいんです！炊きたてご飯に混ぜてもよし、炊き込みご飯にしてもよしぜひ一度おためしください。

簡単おいしい手抜きレシピのご紹介でした♪



きゅうりに混ぜてもいけます！

みらい労働法務事務所

〒530-0053

大阪市北区末広町3-21 扇町センタービル6F

TEL: 06-6809-5092

FAX: 06-6809-5093

e-mail info@mirai-sr.com

-ホームページ-

みらい労働

検索



代表社会保険労務士
谷口 史晃